

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	平野工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	330,000,000	令和3年1月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場焼却・破碎設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	76,120,000	令和3年1月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	平野工場灰搬出ホッパ修繕	機械器具設置工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	1,980,000	令和3年2月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	舞洲工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	10,450,000	令和3年2月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	メタウォーター(株)	16,500,000	令和3年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場1号じん芥クレーン巻上ブレーキ取替修繕	機械器具設置工事	平野工場	富士ホイスト工業(株)	770,000	令和3年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	東淀工場排ガス分析計修繕（その2）	電気工事	東淀工場	富士電機(株)	973,500	令和3年3月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	14,190,000	令和3年3月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
9	舞洲工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	60,830,000	令和3年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場破碎設備No. 2回転式破碎機供給コンベヤ修繕	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	1,595,000	令和3年3月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破砕設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破砕設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却・破砕処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破砕設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破砕設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場灰搬出ホッパ修繕

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う平野工場灰搬出ホッパは、一般廃棄物を処理する施設において灰を一時貯留しトラックへ積込を行う設備である。

灰搬出ホッパを構成する機器や部材は、連続的な稼働及び灰の付着等により摩耗や腐食が発生しているため、消耗部品や機器等を整備・交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の灰搬出ホッパは富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕において灰搬出ホッパが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した業者以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備及び炉体が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

2 契約の相手方

メタウォーター (株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24 時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況であり、消耗部品等を定期的に交換する必要がある。

廃水浄化設備は、(株) 栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株) 栗本鐵工所であるが、現在、(株) 栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社(株) クリモテクノスとともに、平成 21 年 7 月に環境事業をメタウォーター(株) へ事業譲渡契約している。よって本整備工事ができる業者はメタウォーター(株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

施設管理課 (電話番号 06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1 号じん芥クレーン巻上ブレーキ取替修繕

2 契約相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う平野工場 1 号じん芥クレーンは、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉のごみの供給を行う設備であり、24 時間連続で稼動している。

本修繕は巻上ブレーキ本体の腐食劣化によりブレーキが片効きしているため取替が必要となった。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕においてクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、取替後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場排ガス分析計修繕(その2)

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う東淀工場排ガス分析計は、24 時間連続で排ガス中の成分別の濃度を測定している装置である。

工場操業中の周辺環境への影響を最小限にとどめるには、正確な連続測定による適正な公害監視を行う必要があるため修繕を行うものである。

当工場の排ガス分析計は、富士電機株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については排ガス分析計が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本排ガス分析計を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の排ガス分析計において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本排ガス分析計を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場1号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備であり、また排水処理設備は、一般廃棄物の焼却炉から発生する排水の処理を行う設備であり24時間連続で稼働している

今回、ボイラー設備の故障だけではなく、焼却炉から発生した排水を処理する排水設備の運転を再開する必要がある。焼却炉の運転が出来なくなると、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測される。それによりごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、ボイラー設備と排水処理設備の適切で早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備N o. 2回転式破碎機供給コンベヤ修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の破碎設備の一部であるN o. 2回転式破碎機供給コンベヤは日立造船（株）独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当工場の設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、修繕後の設備の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）